

## 日本国環境省及びカタール国自治問題・環境省との間の 廃棄物処理分野における協力覚書

日本国環境省及びカタール国自治問題・環境省（以下「双方」という。）は、廃棄物処理分野における両国間の協力を促進することを希求し、以下のとおり決定した。

### 第1項

1. 本協力覚書（以下「MOC」という。）の目的は、廃棄物管理の発展のための相互利益を得るために双方の間の協力を促進及び強固にすることである。
2. 第4項から第7項までの規定に沿って、本MOCは廃棄物処理の分野の協力における双方の意図を示すものであり、双方にいかなる法的又は経済的な権利若しくは義務を生じさせるものではない。

### 第2項

本MOCは以下の分野を対象とする。

1. 廃棄物処理管理政策
2. 廃棄物インフラ、特に廃棄物発電
3. 双方の関心のあるその他の関連分野

### 第3項

本MOCの第2項に示された分野に関連する課題を対象とする、本MOCの下での協力の種類は次のとおりである。

1. 政策の立案及び実施に関する情報及び経験の交換
2. 研修と研究の実施
3. ワークショップ、セミナー又は会議の開催
4. 双方に関心があり、かつ本MOCの目的の達成に寄与するあらゆる形態の協力

### 第4項

1. 本MOCに基づき実施される活動に伴う費用は、各国によって負担される。
2. 双方は、双方の法律や規制に従って廃棄物分野における協力を促進させる。
3. 双方は、互いに利用可能な資源の制約の下、かつ、双方で適用可能な規則に従って、本MOCの第2項及び第3項で言及された協力の分野・種類に関するプロジェクトの実施について互いに協力することができる。

### 第5項

本MOCに定められる事項の解釈又は適用に起因し双方の間で生じうる相違は、双方の間の協議によって友好的に解決される。

#### 第6項

本 MOC の条項や条文は、双方によって書面により変更することができる。修正は、本 MOC の第7項の手続きに沿って有効となる。

#### 第7項

1. 本 MOC に基づく協力は、その署名の日から開始する。
2. 本 MOC は、5年間有効であり、一方が他方に対して本 MOC の終了を希望することを終了日の 30 日前まで、又は有効期限の 30 日前までに書面により通知しない限り、一期又は複数期間継続する。
3. 本 MOC の下の協力の終了は、本 MOC の下で行われた特定の取決め、プロジェクト及び活動の有効性又は継続性に、当該取決め、プロジェクト及び活動の終了まで影響を及ぼさない。

2019年1月29日、東京において本 MOC は署名された。日本語、アラビア語及び英語で各二通の原本から構成される。全ての原本は同等の価値を有する。解釈に相違がある場合は、英語の原本が優先される。

日本国  
環境省のために

カタール国  
自治問題・環境省のために

原田 義昭  
環境大臣

シェイク・ムハンマド・ビン・  
アブドルラフマン・アール・サーニ  
副首相兼外相